

森林資源を活かした林業生産・流通機能強化事業委託業務業者選定
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、内子杉ブランディング事業並びに地域共創マガジンの発行事業を行う事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1. 目的

内子町における林業の新たな可能性を広げ、地域全体が連携し多様な視点から林業の未来を築くことで、豊かな森林資源を次世代へと継承し、持続可能な活力ある林業を実現していくことを目指し、販売路の拡大により低質の未利用材等の価格の底上げを図り、山林が継続的に循環できる資源となることを目的とする。

2. 事業者を求める業務

(1) 内子杉ブランディング事業

内容立案及び Web ページ作成・発信（仕様書参照）

(2) 内子林業を深掘する地域共創マガジン発行業務

内容立案及びマガジン作成・発行（仕様書参照）

3. 見積もり限度額（消費税及び地方消費税込み）

4, 550, 000円

4. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月23日までとする。

5. 事業者選定方法

プロポーザル方式とする。

6. 参加要件

本プロポーザルの参加にあたっては、下記の要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 令和7・8年度「内子町入札参加資格者名簿（物品・役務）」に登録され、競争入札参加者の資格を得ているものであること又は契約の締結までに入札参加者の資格を得る見込みの者とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 役員（法人でない団体の代表又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- (4) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
- ア 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。）
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 構成員に内子町暴力団排除条例（平成23年条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。
- (7) 本業務に類似する業務を実施した実績があり、業務遂行に必要な能力や技術を十分に有する者であること。

7. 募集および選定スケジュール

公募開始	令和8年6月 1日（月）
参加申込書提出および質問書受付期限	令和8年6月 10日（水） 午後5時まで
質問回答（予定）	令和8年6月 12日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月 19日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月 24日（水） 午前10時から
審査結果通知	令和8年6月 30日（火） （予定）
新聞折込	令和8年10月～12月
Webページ開設	令和8年10月～12月

8. 質問の受付

質問の受付及び回答に関する手続きは、次のとおりとする。

(1) 受付期限

令和8年6月10日（水）午後5時必着

(2) 受付方法

別添の質問書（様式2）により「12. 提出・問い合わせ先」に示す宛先に電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

参加申込書の提出があった全ての者に対し、電子メールおよび内子町HPへの掲載により随時回答する。

なお、質問書によらない質問及び期限を過ぎた質問には回答しない。

9. 応募の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）

提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

「12. 提出・問い合わせ先」の住所に持参もしくは郵送による。

通知

参加申込を受け付けた者には、提案者番号を、電子メールにて送付する。

(3) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を電子メールに添付して提出すること。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）※別紙仕様書を留意の上作成
ファイル名は「ア企画提案書_提案者番号」とすること。

イ 実施体制表（様式任意）
ファイル名は「イ実施体制表_提案者番号」とすること。

ウ 実績資料（様式任意）
ファイル名は「ウ実績資料_提案者番号」とすること。

エ 見積書（様式任意）
別紙仕様書に記載されている事項を実施するにあたり必要となる費用総額を税抜、税込でそれぞれ記載すること。
また、再委託を行う際は、再委託費用額を費用総額に含めること。

(2) 提出期限

令和8年6月19日(金)午後5時必着

(3) 提出方法

提出書類のデータ(PDF形式)を電子メールに添付して提出すること。
なお、メールの件名は「森林資源を活かした林業生産・流通機能強化事業委託業務業者選定_企画提案書等」とすること。

(4) 留意事項

- ・提出書類は、原則としてA4判の用紙を用い、横書きとすること。
- ・提出書類には、提案者を特定することができる内容の記述をしてはならない
- ・提出書類のファイルサイズは、合わせて10MB以下とすること。
- ・提案書類の提出は、参加申込者1者につき1案とする。
- ・提出書類提出後の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、補足資料の提出を求める場合がある。

11. 企画提案書等の作成方法

(1) 企画提案書

記載事項

マガジン発行については、内子町の林業に興味を持ってもらうために、どのような情報・画像等を用いるか説明すること

ブランディング事業については、内子産に特化した赤勝ち杉(茶褐色部の多いところ)をブランディングし、情報・映像等を用いてどう情報発信するか説明すること。

(2) 実施体制表

記載事項

本業務を実施するための人員配置や連携体制について、必要に応じて体制図も用いて記載すること

(3) 実績資料

記載事項

①類似業務等の実績

本業務に資する業務等の実績を有する者は、当該実績を記載すること。

- ・地方自治体が発注した本業務と同種・類似の受注実績
- ・業務遂行のための知識、ノウハウ等

②本業務に取り組むアピールポイント

本業務に取り組む想い、意気込み等を記載すること。

12. 参加申込書及び企画提案書等 提出・問い合わせ先
内子町役場農林振興課
所在地：〒791-3392 愛媛県喜多郡内子町内子 1515 番地
電話番号：0893-44-2123
メールアドレス：sangyoshinko-s@town.uchiko.ehime.jp
13. プレゼンテーションの実施
提出された企画提案書等について、プレゼンテーションおよび質疑応答を行う。
- (1) 実施日・場所
実施日 令和8年6月24日(水)10時から
場所 内子町役場本庁4階 第3会議室
※詳細は、参加申込者に別途通知する。
- (2) 実施方法
ア プレゼンテーションの順番は、原則として参加申込書の受付順とする。
イ 所要時間は、1者につき30分以内
(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)とする。
ウ 出席者は3名以内とし、提出した企画提案書等をもとに説明するものとする。
エ プレゼンテーションにあたり、机・椅子・電源・プロジェクター・スクリーンは本町で用意する。パソコン及び必要物品は参加者で用意すること。
14. 契約候補者の選定
- (1) 選定方法
ア 町が設置する審査委員会において、企画提案の評価を行い、評価の平均が60点以上となったもののうち、全員の合計が最も高いものを受託予定者とする。
イ 審査は非公開で行う。
ウ 参加申込者が1者であった場合も審査を行うものとする。
エ 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (2) 審査結果の通知
審査結果は、全ての参加申込者に書面で通知する。
15. 欠格事項
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお受託予定者が失格となった場合は、次点のプロポーザル上位者を受託予定者とする。
- (1) 資格要件を満たしていない場合
(2) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合
- (5) その他、不正な行為があった場合
- (6) 3. 見積もり限度額で定める上限価格を超える提案である場合

16. その他

- (1) 本プロポーザル参加にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。
- (4) 提出書類の著作権は参加申込者に帰属する。ただし、契約締結者の提出書類は、内子町が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。
- (5) 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、参加申込者の同意を得て、HP等で公表することがある。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については町が別に定める。